

京都大学	博士（法学）	氏名	劉 涛
論文題目	中国契約法における解除制度の比較法的考察		
(論文内容の要旨)			
本論文は、中国契約法の解除要件とその基礎にある考え方を分析することにより、中国の解除制度の比較法的位置づけを明らかにし、あるべき解除要件の理論的枠組みを探究することを目的としている。 第一章「はじめに」では、解除に関する近時の国際潮流を概観し、本論文の検討課題を示している。国際的には、重大な契約違反を要件とする即時解除と催告解除という二元的構成を採用する点に共通性がみられるのに対し、重大な契約違反による解除と催告解除との関係、即時解除および催告解除の具体的要件等については一致をみておらず、むしろ多様性がみられる。このような状況に照らして、中国契約法を比較法的にどのように位置づけ、その意義と問題点をどこに求めるかが検討課題とされる。 第二章「中国における解除制度の歴史的な展開」では、1980年代の改革開放の時代——経済契約法・涉外契約法・技術契約法の三者鼎立時代——から、1999年に中国統一契約法が制定されるまでの立法過程を振り返り、中国統一契約法の解除制度を概観している。 第三章「統一契約法における解除の要件構成」では、解除要件を定めた中国統一契約法94条の意義と問題点を、その制定に大きな影響を与えたとされるCISG（ウィーン動産売買条約）と比較しながら分析している。 即時解除の要件として、まず、中国統一契約法94条4号は、「契約目的の実現不能」を定めている。これは、CISGの「重大な契約違反」を採用したものとされる一方で、次の2つの点でCISGと異なる。第一に、「契約目的の実現不能」は、「重大な契約違反」のように、解除要件を統括するものではない。中国統一契約法は、94条2号・3号で、「主要な債務」の違反でなければ解除できないことを原則としていると考えられ、同条4号は、補充的に「契約目的の実現不能」を理由に解除を認める受け皿規定として位置づけられる。第二に、CISGは、重大な契約違反について債務者の予見可能性を考慮しているのに対し、中国統一契約法は、契約目的の実現不能のみを基準とし、債務者の予見可能性を考慮していない。 また、中国統一契約法94条1号は、不可抗力により契約目的の実現が不能になった場合に即時解除を認めている。しかし、先ほどの94条4号で、債務者の帰責事由にかかわらず、契約目的の実現が不能になった場合に解除が認められる以上、不可抗力によるかどうかは問題にならないはずである。それにもかかわらず、中国統一契約法がこれを独立の解除事由として定めたのは、歴史的な理由による。1980年代の契約法理論によると、契約の目的は、国家・社会の			

利益を実現することにあるとされ、一方当事者の不履行があっても、契約は維持する必要がある、解除が認められるのは、国家の計画が変更された場合等、当事者にはどうすることもできない外部的な原因によって契約の履行が困難になった場合に限られていた。不可抗力解除は、その名残にすぎず、現在これを維持する意味は失われている。

さらに、中国統一契約法94条2号は、履行期前の履行拒絶を理由とする即時解除を認めている。これは、契約違反の結果の重大性ではなく、「主要な債務」の履行拒絶かどうかを基準とする点で、CISGと異なる。これもまた、解除の要件を原則として「主要な債務」の不履行に限定するという考え方の現れである。

以上に対して、中国統一契約法94条3号は、催告解除を定めている。これは、CISGと異なり、契約上「主要」と認められる債務について催告解除を認める一方で、CISGと同様に、催告解除を履行遅滞に限定し、不完全履行の場合を排除している。このような不履行の態様による画一的な区別には問題があるが、かりにそうした限定を外すならば、「主要な債務」の不履行でも、不履行が些細なものにとどまる可能性もあるため、催告解除の要件をどのように限定するかという問題が残ることになる。

第四章「おわりに」では、中国契約法の比較法的位置づけをまとめた上で、日本法、特に2009年に公表された「債権法改正の基本方針」との比較を行っている。

まず、「債権法改正の基本方針」も、即時解除と催告解除の二元的構成を維持している点は、中国統一契約法を含む近時の国際的潮流と同様である。

しかし、「債権法改正の基本方針」は、「契約の重大な不履行」を即時解除の要件としてするだけでなく、催告解除についても「契約の重大な不履行」を来すことを要件として取り込んでいる。もっとも、そこで念頭に置かれていたのは、付随的な債務の不履行について催告解除を排除することであり、その限りで、「主要な債務」の不履行に催告解除を限定する中国統一契約法と重なる。ただし、「債権法改正の基本方針」によると、中国統一契約法と異なり、些細な不完全履行の場合に催告解除を否定することが可能になっている点は注目に値する。

(論文審査の結果の要旨)

本論文が扱うテーマは、契約解除の要件論である。これについては、現在、重大な契約違反がある場合に解除を認めるという国際的潮流が形成されている。これは、債務者に帰責事由があるかどうかにかかわらず、重大な契約違反がある場合は、契約を維持することが期待できないため、債権者に契約からの離脱を認めてよいという考え方に基づく。ただ、子細に見ると、重大な契約違反の具体的な要件や重大な契約違反による解除と催告解除の関係、催告解除の要件等について、国際的に必ずしも一致を見ているわけではない。そこで、そのような状況に照らして、中国契約法の解除制度を取り上げ、その比較法的な位置づけと問題点を明らかにしようとしたのが、本論文である。

本論文の評価すべき点は、次の4点にまとめられる。

第一は、中国契約法の立法過程を明らかにした点である。本論文は、80年代の改革開放の時代から、1999年の中国契約法の立法に至るまで、丹念に変遷のプロセスを明らかにしている。これにより、例えば、現在の中国契約法の一部に、計画経済の時代の名残が形を変えて残っていること等、興味深い事実が明らかにされている。

第二は、中国契約法に強い影響を与えたウィーン動産売買条約との比較を行っている点である。その際、本論文は、ウィーン動産売買条約に関する主要な英語文献を読み込み、検討を行っている。

第三は、中国契約法の比較法的な位置づけを明らかにした点である。中国契約法は、4つの解除事由を並べて規定し、それらの関係は必ずしも判然としない。本論文は、ウィーン動産売買条約との比較を通じて、主要な債務の不履行の場合に認められる催告解除が基本であり、不履行により契約目的を實現できない場合の無催告解除がその受け皿規定になっていることを明らかにしている。これは、中国法をよりよく理解することに役立つと同時に、解除の要件構成について新しいタイプが存在することを示した点で、我々にとっても大きな意味を持つ。

第四は、以上の知見を踏まえて、日本法との比較も行っている点である。日本では、現在、民法改正に向けた動きが進みつつあり、学者グループによる改正試案が公表されている。本論文は、この改正試案の意味を正確に押さえると同時に、例えば催告解除と契約の重大な不履行を組み合わせている点は、不完全履行の場合に催告解除を認めるための手法として実践的な意味を持ちうること等、我々も明確に意識していなかった特徴も明らかにしている。

本論文は、上記の国際的潮流と密接に関連する危険負担制度との関係は将来の課題として残しているものの、中国の契約解除制度について今後研究を

進める上で不可欠の基礎となるべきものであり、博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成22年2月10日に、調査委員3名が口頭試問を行った結果、合格と認めた。

